東京都江戸川区では大きな弁護団による集団交渉が行われ、 24時間介護保障が実現しました

江戸川区の介護保障を確立する会 活動報告紙面より抜粋

当事者メンバーからのひとこと

代表 日永 由紀子

いつも私たちの活動を応援してくださり、またご理解ご支援くださり、本当にありがとうございます。コロナ禍の自粛生活も早一年、団体の活動も思うようにできず歯がゆい思いでいますが、Zoom ミーティングでメンバーそれぞれの顔を見ると少し安心できます。そんな毎日ですが、毎週日曜日には健康のために散歩に出かけています。暗い屋内からお日様の下へ、心も体も解放される瞬間です。



酒井 ひとみ

皆さま、コロナ禍で大変な中、変わらず私たちにご支援やご声援 をいただけたこと、心より感謝申し上げます。

思うように外に出られない日々ですが、ずっと家に篭っていると 調子が悪くなるので、ここ一年は近所の散歩を楽しんでいます。 年明けには、時期をずらして、近所の神社へ初詣に行く事ができ ました。オンラインを利用して、人との関わりも変わらず続けら れています。今の生活ができるのも、皆さまのご支援のおかげで す。本当にありがとうございます。

まだまだ課題が残りますので、来年度も力を合わせて活動してい きたいとおもいます。どうぞよろしくお願い致します。



春山 雅子

時が経つのは早いもので昨年外出写真とメッセージをご報告させて頂いてから一年が経ちました。この間コロナ禍で世界中が混乱の極みでした。そうした中で介護の方々の暖かいご支援を常に頂きながらなんとか無事に過ごせました。また月一回ではありますが近くの神社までのささやかな散歩もできるようにな



矢作 朋恵

食欲はあります。でも外食は控えています。

早く自由に制限ない生活ができるようになったらいいなぁと思っています。日永さん、酒井さん、春山さん、矢作の 24 時間獲得のお祝いと、矢島さんの 24 時間獲得を目指して、みんなでパーティを開きたいです!!



矢島 貞光

いつもぼくの 24 時間関係でありかとうございます。

朝からヘルパーつけて暮らしたい。飲み物一人でのめない。 買い物一人でいけない。車いす一人で腰なおせない。洗濯一 人でできない。お風呂一人で入れない。

僕に24時間ください。これからもよろしくお願いします。



目

次

24時間介護を認めない自治体から4名の24時間介護を獲得した事案

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット

江戸川区介護保障弁護団 弁護士

坂本千花・白木麗弥・関口瑞紀・藤田武俊・山田さくら藤岡毅・採澤友香・相髙宏太・穐吉慶一・尾形繭子・岸朋 ・尾形繭子・岸朋弘・

江戸川区の介護保障を確立する会 日永由紀子・酒井ひとみ・春山雅子・矢作朋恵・矢島貞光

第 1 2 3 1 5 9 4 10 8 7 6 江戸川区介護保障事件の概要 活動の特徴 壁は打ち破れないと認識 同じような事案が 膠着事案の存在 はじめに 審査請求(裁判の準備に入っている 24時間介護調査 区長宛て内容証明郵便 議員回り 集団交渉方式 大勢の力を結集しないと 多数存在することが判明 ことをにおわす) 第 3 第 2 12 11 3 2 5 4 弁護団介入後も続く区の理不尽な対応 明らかになった区の理不尽な対応 弁護団の活動の全体報告 メディア 市民活動 不十分な支給決定と次なるステップ 区長宛て要請書の提出など 家族介護と夜間介護の壁 「江戸川区の介護保障を確立する会」の 一斉交渉開始と 第 5 第 4 8 7 6 活動を振り返って 24時間介護支給量の獲得区の対応の変化と 春山弁護団報告 酒井弁護団報告 日永弁護団報告 各弁護団の活動報告 個別事案に対する全体評価 まとめ 矢作弁護団報告 矢島弁護団報告

第1 江戸川区介護保障事件の概要

成果が上がっています。当会が活動した事例

15年の3年間で30件以上の公的介護保障の

江戸川区介護保障弁護団長藤田 毅教

- はじめに

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット(介護保障ネット)の活動は、設立した2012年11月3日から2020年の今年で8年を迎えます。
当会の活動報告については、本誌2015年4月下旬号に連載第1回を掲載し、2015年4月下旬号の連載第10回までを『支援を得てわたしらしく生きる! 2時間ヘルパー介護を実現させる障害者・難病者・弁護士たり。(山吹書店、2016年10月、以下「支

す。

2 膠着事案の存在

援を得て」と略)として書籍を刊行しています。

「当会の活動として、2013年から20

た。

ら1年以内程度で解決に至っています。」に存在しますが、ほとんどの事案が数か月か情が重なったりして膠着状態の事例もわずかがすべて無事解決しているかというと、行政がすべて無事解決しているかというと、行政

に膠着事例」があることを率直に述べていま期解決に至っているとする一方で、「わずかすなわち、ほとんどの事案は1年以内の早

型でした。
型でした。

小護保障ネットが扱った事案は2020年
が、活動初現在、すでに50件を超えていますが、活動初期の2013年9月3日に受任した、東京都期の2013年9月3日に受任した、東京都

て、常時介護の実情をていねいに立証しました。二人の弁護士は精力的に活動をしました。二人の弁護士は精力的に活動をしました。二人の弁護士は精力的に活動をしました。 出した申請書別紙では、痰の吸引の回数をグラフ化(次ページの図1を参照)するなどし 当時、担当は添田庸子弁護士を主任とし、当時、担当は添田庸子弁護士を主任とし、

して緻密な立証・交渉を粘り強く続けました。して緻密な立証・交渉を粘り強く続けました。して緻密な立証・交渉を粘り強く続けました。して緻密な立証・交渉を粘り強く続けました。

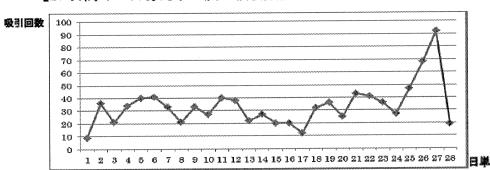
介護保障ネットでは、例年、各地からの実践報告を持ち寄って勉強会を開催していますが、各地で24時間支給決定の成果が発表されが、各地で24時間支給決定の成果が発表されば、結果が出ない硬直・膠着状態の悩まし

多数存在することが判明3 同じような事案が

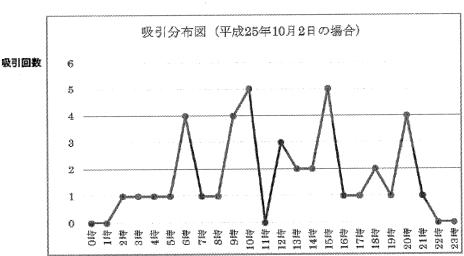
かってきました。 体が同じような目に遭っているらしいと分本が同じような目に遭っているらしいと分事案だけではない、江戸川区の重度障害者全

2017年2月18日、介護保障ネット共同代表の藤岡は、江戸川区にある障害者団体から招かれ、主に65歳問題に関する講演を行いる重度障害者やその家族から相談を寄せられの重度障害者やその家族から相談を寄せられ

図1 【28 日間の一日あたりの痰の吸引頻度】



【一日の時間ごとの痰の吸引頻度】



られません。」

转弧带

給付を認めてもらえません。

やむなく自分で

職金を切りくずしていますが、

貯金も尽きま

自己負担額は毎月30万円を超えます。

私の退

介護事業所に自費で介護を委託しています。

生活が理解されない実情が訴えられたのです。などと、口々に、江戸川区では障害者の自立

「知的障害のある本人が自立生活を送っているにもかかわらず、1日16時間しか、かているにもかかわらず、1日16時間しか、かてスに行けば介護は不要だ』と言われます。とれるにもかかわらず、1日16時間しか、かいます。24時間介護が必要なことは区も認めいます。24時間介護が必要なことは区も認めいます。

夫が介護すればよいと言われて、必要な介護「江戸川区に24時間介護を求めているが、

の介護が必要ならば施設で暮らしたほうが

.のでは』と言われ、必要な介護給付が認め

ています。

「施設から出て江戸川区で自立生活を送っ

しかし、江戸川区からは『長時間

と言われて、

24時間介護を認めてもらえませ私も『夫が介護をすればよい』

「ALSの私も

壁は打ち破れないと認識4 大勢の力を結集しないと

りにして、 護保障ネットの正攻法だけではとても通じな に2~3名の弁護士が個別交渉するという介 える問題だということを肌で感じました。 規模の弁護団を組んで、共通の課題を浮き彫 は立ち上がる障害者が何名か出てきて、10名 破できないでしょう。」と助言しました。 しながら行う社会運動にしていかないと、 論を喚起しながらさまざまな市民活動を展開 士が区役所と本格交渉するというやり方、世 そのため、「今までのように、障害者1名 江戸川区に住む大勢の障害者が共通に抱 岡は、 厚い壁は打ち破れない」と考え、「これ これは日永さんだけの問題ではな 大勢の障害者の大勢の代理人弁護 突

とでは、10mmでは、

勘案調査(支給時間の必要性について行政等が数多く重ねられました。 等が数多く重ねられました。 でいたがであされ、10~12月にかけて、弁護団会議が交わされ、10~12月にかけて、弁護団会

> 通知を出していきました。 戸川区に対して、同年10月には個別の受任のと)の時期が迫っていた事案もあっため、江

担当者が自宅訪問して聴き取り調査するこ

5 活動の特徴

江戸川区介護保障弁護団の活動の特徴は、

- ·集団交渉方式
- りと議会への請願)区議会議員を味方につける活動(議員回
- 区長宛ての内容証明郵便の送付
- 24時間介護調査
- 審査請求
- ·市民活動
- ・メディアを味方につける活動

などが挙げられます。

なことは何でもやろうという方針です。要するに、なりふり構わず、役に立ちそう

6 集団交渉方式

となり、すべての障害当事者が11名の弁護士方式から、5名という多数の障害者が委任者代理人弁護士が役所と交渉」という単独交渉の特徴は、従来の「障害者1名に2~3名のの特徴は、従来の「障害者1名に2~3名の

「集団交渉方式」を採用したことです。 員が5名全員の代理人として交渉するという

報告」で述べます。

交渉の経緯は、

第3「弁護団の活動の全体

7 議員回り

識した活動を繰り広げました。では、地方議会議員を味方につけることを意きていません。しかし、この江戸川区の事案きていません。しかし、この江戸川区の事案は、結果を獲得するために、地方議会議員には、結果を獲得するために、地方議会議員には、治理を獲得するために、地方議会議員に

に熱心に耳を傾けてくれました。ここに改めが面談に応じて、当事者と弁護士からの説明なしました。与野党問わず、多くの議員さんくしました。与野党問わず、多くの議員さんをしました。与野党問わず、多くの議員さん 東際、当事者団体の日永代表・弁護団長の実際、当事者団体の日永代表・弁護団長の

弁護団長の藤岡は、これまで数多くの行政での対応」という奇手を打ってきました。ると言いながら、「通常の障害福祉課の窓口当初、江戸川区は、弁護団との交渉に応じ

て感謝を申し上げます。

交渉を行ってきましたが、10名規模の弁護士 うのは、開いた口がふさがらない対応でした。 行政側が、通常の窓口でしか対応しないとい が面談に訪問することが分かっていながら、 交渉に実質、参加できません。 の弁護士は後ろのロビーで待機せざるを得ず 窓口に座れる弁護士は一人か二人で、他 隣の人にプライバシーは筒抜けです

た。 護団との交渉のための会議室を確保するよう 相談し、「障害福祉課に対して、当事者・弁 に助言してもらえないか」などと相談しまし

このような挑発的な対応について、議員に

取る対応になってきました。 その結果、やがて江戸川区側も、会議室を

派から最低1名、 い」とお願いして回りました。 るとして、請願書案を持参し、「すべての会 てもらえませんので、議会への「請願」をす また、議員には漠然と相談していても動い 請願の紹介者になってほし

上ついている申立てです。 立てですが、「請願」は議員の紹介が1名以 なお、「陳情」は紹介者なしの議会宛て申

私たちが作成した請願案は次の通りです。

平成30年9月××日

江戸川区議会議長 殿

運用改善を求める請願 重度障害者の在宅介護給付に関する

8

8 0 印印印

00 印

8 8 印

請願者 江戸川区の介護保障を確立する

所 代表 日永 江戸川区000000 由紀子 印

外〇人

住

請願の理由

区民の福祉向上のための施策を推進して いただき感謝申し上げます。 江戸川区におかれましては、日頃より わが国は、平成18年に国連「障害者の

> ら選択した場所で自分らしく地域生活を ができるように、さまざまな施策で支援 のある方が地域で生きがいを持って生活 『地域共生社会』の実現に向けて、障害 いても、これらの施策動向を踏まえ、 障害福祉計画(平成30~32年度)」にお 条約を批准しました。「第5期江戸川区 よう国内法制度を整備し、平成26年に同 踏まえ、障害者の地域生活が保障される 権利に関する条約」が採択されたことを です。我が国では47都道府県すべて、都 します」と明記されています(9頁)。 月1日時点)。 ます(当会による調査結果、平成30年9 村が24時間の公的な介護保障を行ってい 内でも江東区や足立区等を含む20区市町 続けていくためには、常時介護が不可欠 条約や法律で保障された権利として、自 わたしたち最重度の障害者が、上記の

点の運用がなされているために必要な公 については、支給決定時において以下2 にわたしたち重度障害者の在宅介護給付 スを拡充して頂いておりますが、今般特 害者の状況を踏まえた障害者福祉サービ 江戸川区においてもこれまで個々の障

善を求めるものです。 的福祉サービスを受けられずにおり、改

1)家族に介護を強いることを前提と

江戸川区では、当該重度障害者に必要に疲弊しています。
という護時間数から家族が介護を担当することが可能な時間数を一方的に算定して控除し、支給量を決定しています。家族も精一杯本人を支えていますが、家家族も精一杯本人を支えていますが、家家族も精一杯本人を支えていますが、家家族も精一杯本人を支えていますが、家家族も精一杯本人を支えていますが、家家族も精一杯本人を支えています。

(「総合支援法」) は、国及び地方公共団(「総合支援法」) は、国及び地方公共団立生活を支援すべきと定めています。立生活を支援すべきと定めています。よって、江戸川区が「家族で介護できるだろう」と介護可能時間を十分な根拠なく算定し、重度障害者のいる家族への介護労働を求めている状態は、法の趣旨に及しています。

江戸川区では、総合支援法第22条及び

同法施行規則第12条の「当該障害者の介同法施行規則第12条の「当該障害者の介別を上記運用の根拠としています。しかし、厚生労働省の各自分体向け事務処理要領「介護給付費等の支給決定等について」(平成30年4月1日付)は、「当該事項は、介護を行う者がいる場合に訪問介護等の居宅生活支援がいる場合に訪問介護等の居宅生活支援がいる場合に訪問介護等の居宅生活支援がいる場合に訪問介護等の居宅生活支援がいる場合に訪問介護等の居宅生活支援がいる場合に訪問介護等の民主に対しています(60頁)。

2) 夜間介護を医療ケアが必要な障害

に基づく実務運用をしています。 ではない障害者であっても、個々の障害 ではない障害者であっても、個々の障害 ではない障害者であっても、個々の障害 ではない障害者であっても、個々の障害 ではない障害者であっても、個々の障害 ではない障害者であっても、個々の障害 ではない障害者であっても、個々の障害 がし、このような医療的ケアが必要 しかし、このような医療的ケアが必要 に基づく実務運用をしています。 に基づく実務運用をしています。

のとおり請願いたします。向け指導力を発揮して下さるよう、下記在宅介護給付に関する行政運用の改善に上述の現状を踏まえ、貴議会において

記

具体的な請願項目

間介護を認めない運用を、当該障害者の

介護の必要性に応じた運用に改めること。

委員会の委員長等の議員から、障害福祉課課それでも、特に与党議員、とりわけ福祉健康議会に提出されることはありませんでした。してくれました。しかし、実際には、請願が問に対する対応は、各会派とも理解を示

提出されれば、 ているが、どうなっているか説明をしてほし 報提供がなされ 長等には、 応しなければということになったと思われま 区役所としては、 い」などとなることは想定されます。 与野党全会派が紹介者となる請願であれば、 当然、 全会一致で採択されます。 「こんな請願案があがってき 私たちの請願案につい そうなる前に、 なんとか対 、て情

区長宛て内容証明郵便

8

明郵便を出すことは、 議で対応され、 の耳に入る事案になることは、 |司の障害福祉課の係長と課長あたりでの会 多くの事案は、 護保障事件で、 それを越えて市町村のトップ 担当のケースワー 市長や区長宛てに内容証 それほど多くありま あまりありま カーと

東京23区24時間介護実施の有無の調査結果

込む狙いがありました。 何度か内容証明郵便を区長宛てに出しまし 対処できないレベルの位置づけに事案を持ち しかし、 それだけの構えで活動していることを この件では、 担当部署レベルの思わくだけでは 11名の弁護士名義で

図 2

24 時間介護調査

9

のが、 議員回りに行って議員から最初に聞かれる

という どはどうなの?」 他 の区はどうしているの? お隣 の 区 な

> 障害者の24時間介護給付を1例でも実施して そこで、私たちは東京都内のすべての自治 (伊豆諸島・小笠原諸島を除く)

摩地区の市町村)すべてにも照会をしました。 るかの調査を行いました。 23区以外の三多摩地区 (三鷹市その他の多

「うちの福祉はほかの自治体よりは良い」

うすい色:24時間介護実施*1の区18区 こい色:24時間介護未実施の区5区 : 介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット 調査主体 共同代表 弁護士 藤岡 毅 調査回答期間:2018年7月2日~9月28日

: 23区全て 有効回答数 足立区 板橋区 北区 練馬区 葛飾区 豊島区 文京区 台東区 中野区 墨田区 新宿区 杉並区 午代田区 渋谷区 江東区 世田谷区 目黒区 品川区 大田区

*1 重度訪問介護だけで24時間介護の区が14区 介護保険数時間と合計24時間介護の区が4区(新宿・大田・荒川・北)

ことを政策アピールしたい政治家の意識です。 に対して、

三多摩地区では回答をしてこない自治体も複言治体からの回答が揃いました。調査回答期自治体からの回答が揃いました。調査回答期度、港区、品川区の全5区から24時間介護給区、港区、品川区の全5区から24時間介護給付を実施していないという回答でした。言い換えると、それ以外の18自治体は24時間介護給付を実施しているという結果でした(10名付を実施しているという結果でした(10名付を実施しているという結果でした(10名)の図2参照)。

当事者の真下貴久さんの講演を中心に、江戸

で24時間介護を受けながら暮らしている障害

川区での障害者の24時間介護の実現について

議論しました。

所に効いたと思います。 この調査活動は、ボディブローのように役

とをにおわす) 10 審査請求(裁判の準備に入っているこ

し立て(審査請求)手続きを取りました。日、後述する春山さんの事案について、行政日、後述する春山さんの事案について、行政の別5事案のなかでは、2018年11月15

と。」というプレッシャーになります。ままでは裁判になる。その前に解決しないわち裁判所への訴訟提起の準備に入ったといれのなどは、弁護団は次のステップ、すな

11 市民活動

題するシンポジウムを実施しました。江東区ベント開催等の活動を行いました。ベント開催等の活動を行いました。 増2の団体活動報告でも述べるとおり、私

江戸川区議会議員からは、川瀬泰徳議員江戸川区議会議員からは、川瀬泰徳議員

12 メディア

日の毎日新聞の朝刊で、カラー写真入りで大上記の「学びの会」は、2018年8月5

きく報じられました。

活動が大きく報じられました。刊では、代表の日永さんの写真入りで、会のまた、2018年11月11日の東京新聞の朝

じられたことは、本件の解決に少なからぬ影けが障害福祉が整っていないことが新聞で報じられ、23区のなかで江戸川区を含め5区だじられ、23区のなかで江戸川区を含め5区だのま施しているかの調査結果)も詳しく報

の活動報告 の活動報告

響を与えたと思われます。

江戸川区の介護保障を確立する会 日永由紀子

思いです。 度心身障害者(以下、重度障害者)の切実な 度心身障害者(以下、重度障害者)の切実な

として、居住地を選択し、及びどこで誰と生約第19条には、「自立した生活及び地域社会約第9条には、「自立した生活及び地域社会のの包容 障害者権利条約」を批准しました。「権利条

活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。」と明記されています。これは、地域で当たり前に自立して暮らす権利、施設入所や入院を強要されない権利を謳ったものです。
重度障害者が地域で暮らすためには、公的介護サービスが欠かせません。障害者総合支援法の下に在宅介護サービスの内容を決定するのですが、実状は地方自治体の裁量に委ねられています。

私は、2013年に個人で代理人弁護士を立て、江戸川区に対して必要な介護サービスを求める交渉を始めました。しかし、江戸川区に対家族介護、施設入所に固執する江戸川区に対して、その運営方針を変えさせることはできませんでした。

ました。そして、介護保障に精通した11名の同じ江戸川区内で行政との交渉に行き詰まっ一緒に集団で行政交渉に臨む決心をしました。一緒に集団で行政交渉に臨む決心をしました。こうして2017年12月22日、当事者メンバー5名と、その家族等で「江戸川区の介護保障を確立する会(以下、当会)」を設立し保障を確立する会(以下、当会)」を設立している数名の話し合いを重ね、

ました。 による24時間介護を求めていくことを決意し護団)」と共同で、江戸川区に対してヘルパー弁護士「江戸川区介護保障弁護団(以下、弁

活動内容は以下の通りです。

(1) 集団行政交渉

き、集団交渉を求めた。 家族4名、代理人弁護士11名で区役所に出向家族4名、代理人弁護士11名で区役所に出向

バシーが保てない状態。れる状態。ほかの区民も窓口にいて、プライれる状態。ほかの区民も窓口にいて、プライ残りの弁護士は後ろのロビーで待機を強いら区役所側は窓口対応。窓口は2席しかなく、

2018年5月、区役所側対応は係長クラ

ス。これ以降、会議室で録音の許可を得る。 ス。これ以降、会議室で録音の許可を得る、対応の遅れに関する謝罪と、24時間の 届き、対応の遅れに関する謝罪と、24時間の届き、対応の遅れに関する謝罪と、24時間の で援の必要性は認める。ただ、家族の介護が可能であるという結論。

「家族による介護の実態調査が不足していスとなった。支給量決定の理由について問い、2018年8月、区役所側対応は課長クラ

発言を引き出す。 夜間介護の必要性なしとはしない」等の課長た」「医療ケアがないことのみを理由として

否される。 (正確には後述する「インハウスローヤー」) (正確には後述する「インハウスローヤー」)

事者メンバーの参加を拒否される。と支給量について面談。区役所側より当会当と支給量について面談。区役所側より当会当があり、千代田区にある弁護士会館での交渉があり、千代田区にある弁護士会館での交渉があり、千代田区にある弁護士会館での交渉があり、千代田区にある弁護士会館での交渉があり、千代田区にある弁護士会館であります。

る運用は変わらず、現在も交渉継続中。中4名が、ヘルパーによる4時間介護獲得。中4名が、ヘルパーによる4時間介護獲得。中4名が、ヘルパーによる4時間介護獲得。

区議へのロビーイング活動

(2)

月までに、22名・33回の面談を実施)。その後、会派へのロビーイングを行う。2018年9健康福祉委員会に所属する区議を中心に、全定の問題を伝えるため、2018年3月より、

請願書案 間介護を認めない点への運用改善)を作成し、 の運用改善、②医療ケアが必要な人以外は夜 全会派による推薦を取り付けるためのロビー 与党議員を中心に説明する。 (①家族介護を前提とした支給決定

(3)勉強会・メディアでの広報

を 障害者(ALS)が、どのように時間数交渉 2018年7月に第1回「まなびの会」を開 における介護サービスのあり方を勉強すべく、 をしたか等について話を聞く。この時の様子 区議・支援者・当会メンバーで、共に地域 毎日新聞が取材、報道する。 江東区で2時間介護を受け生活する重度

るものであり、行政交渉においても区にプ て、積極的にメディアを使い広報活動を行う。 また、 ッシャーを与える内容となった。 都内23区における江戸川区の現状を訴え 同年11月に東京新聞で掲載された記事 当会の活動や江戸川区の現状につい

組みであり、 例を紹介。複数の弁護士と共に集団交渉をす 年記念シンポジウムにおいて、江戸川区の事 る当会の活動は、 2018年11月には、 全国から集まった参加者から、 同ネットでも初めての取り 介護保障ネット6周

応援の声と寄付が寄せられた。

(4) 募金活動

できた。 掛けたりなど、多くの寄付金を集めることが SNSやインターネットラジオで全国に呼び を作成し、イベントやバザーで配布したり、

向上することを目指して活動を続けたい。 く 護の確保だけを目的として活動するのではな たい。また、当会のメンバー5名の2時間介 き続き裁判も視野に入れた活動を続けていき 認められていないメンバーの獲得を求め、 上述した江戸川区の障害福祉施策が改善 区内在住の他の障害のある仲間の生活が 引

第 3 弁護団の活動の全体報告

1 5 7 江戸川区介護保障弁護団事務局長 8 江戸川区介護保障弁護団長 藤岡 採澤友香 毅

どのような点がハードルとなっていたのか等 活動を行ってきたのか、区との交渉において この章では、 弁護団が具体的にどのような

えて支給できません。)」と何らの法的根

全体的な経緯をご紹介します。

当会の活動資金を集めるために募金チラシ

今後も、未だヘルパーによる24時間介護を

明らかになった区の理不尽な対応

支給申請とその交渉に向けた活動を本格的に スタートさせました。 式に委任を受け、区に対する重度訪問介護の 護保障を確立する会の5名のメンバーから正 2017年9月、 弁護団は、 江戸川区の介

明らかとなっていきました。 バーからは次のような訴えがありました。 これまでいかに理不尽な対応をしてきたかが メンバーから聴き取りを行うなかで、 例えば、 区が

障害福祉課の窓口へ支給申請に出向いた際、 が書いていないじゃないか。 そうになった。 い。」などと言われ、 同課の職員から「(申請書類に) 何も理由 申請自体を妨害され 認められな

在宅生活を希望して支給申請をしている 同課の職員から「支給量は〇〇時間がマッ たく無視する発言をされたことがある。 設に入らないのか」と、本人の希望をまっ にもかかわらず同課の職員から「なぜ施 クス(最大限)です。(だから、 それを超

ボランティアを探してください」と無責 同課の職員から「(支給量が足りないなら) 申請を諦めさせられたことがある。 任な態度をとられたことがある。

拠もないことを言われ、

必要な支給量

の

それどころか本人・家族らを不当に貶めるよ 来の公的責任を放棄するに等しい行為、 を妨害する行為や、介護給付の支給という本 総合支援法ではおよそ許されない、申請自体 うな行為が横行していたのです。 人・家族らの意向や生活状況に思いを馳せず、 このように、区の障害福祉課では、障害者 本

2 家族介護と夜間介護の壁

重要な論点(支給量獲得の壁となっていたも 生活状況もそれぞれ異なりますが、共通する る区の運用でした。 の)は、「家族介護」と「夜間介護」に関す 5名のメンバーは、 障害種別も家族構成も

による介護時間数を差し引いて支給量を決定 当たり前のように必要な介護時間数から家族 してきました。 なくても介護することが可能だと判断すれば、 区は、 家族が同居しているか、 ご家族と同居していた日永さ 同居してい

> ん ていました。 族介護に関する区の運用が大きな壁となっ 酒井さん、春山さんにとっては、 この家

基本的に、気管切開をしていて常時人工呼吸 守り介護の必要性が認められていません。 ま(2020年8月)も、未だ夜間の常時見 にもかかわらず、この原稿を執筆しているい 介護を要する旨の主治医意見書が提出された 矢島さんについては、夜間も含め1日24時間 の運用が大きな壁となっていました。なお、 や矢作さんについては、夜間介護に関する区 のような運用対象に当てはまらない矢島さん という運用を行ってきました。そのため、 る等、きわめて限定的な場合にしか認めない 器を装着している、頻回な痰吸引が必要であ また、区は、夜間の見守り介護について、 ح

支給申請を行いました。

決定をすべきと定めていますので、区が個々 行う者の状況等を個別具体的に考慮して支給 支給量は少なくてよい」とか、「人工呼吸器 ない」と決めつけることは、 を付けていないから夜間就寝時の介護は必要 の事情を捨象し、「家族が同居しているから かに反します。 障害者総合支援法は、障害の状態や介護を 法の趣旨に明ら

3 (1) 委任状の軽視 弁護団介入後も続く区の理不尽な対応

区との交渉を開始しました。弁護団は、 当するメンバーに関する詳細な資料を作成し、 用に立ち向かうべく、 己情報開示請求、及び、 に係る判断プロセスを明らかにするための自 各メンバーの代理人として、 ンバーから預けられた委任状を区に提出し、 このような区の法の趣旨に反する対応や運 弁護団はそれぞれ、 新たな支給量に係る 従前の支給決定 各メ

を確認する必要がある」と強弁し、障害福祉 認をしない限り、弁護士を代理人として認め 課の職員が直接メンバー本人と面談し意思確 らず、「本人の(弁護士委任に関する)意思 ところが、区は、委任状があるにもかかわ

ないとの態度を示しました。

こととしましたが、 さなかったため、 抗議したものの、区は一向に強硬な態度を崩 かなりの時間が空費されることとなりました、 弁護団はいきなり出鼻をくじかれました。 やむなく意思確認に応じる 面談日程の調整のために、

二人介護に関する不当な説明

2 0 (2) 17年11月、 他の4名に先んじて支給

申請をした酒井さんは、 調して申請をしたところ、区から『二人介護 対応をされました。 量が必要であることが前提条件として認めら が認められるためにはまず1日2時間の支給 介護を必要とする時間が多く、そのことを強 れなければならない』と、取りつく島もない 外出等のために二人

理必然の関係にありません(例えば、1日18 とと、二人介護が必要であるということは論 認めようとしませんでした。 です。)。このようなわけの分からない説明に めに二人介護が必要な場合があることは当然 時間の支給量で足りるとしても、外出等のた 1日24時間の支給量が必要であるというこ 区は、当初、酒井さんの二人介護を

4 斉交渉開始と |長宛て要請書の提出など

島さんについて一斉に支給申請をしました。 を求めるべく、 く区の理不尽な対応について、抜本的な改善 そして、 018年3月、日永さん、春山さん、矢 同時に、 区長宛てに要請書を提出しま 弁護団の介入後も引き続

要請書で求めた項目は以下の7点です。

知書

(内容証明郵便)

を送付しました。

弁護士による権利擁護活動への妨害をや めること

時間) 支給決定基準による支給量上限 を撤廃すること 5 3 0

夜間介護に関する運用を改めること

介護保険給付や医療給付と障害福祉サー 家族に介護を強要しないこと

生活保護他人介護加算を安易に打ち切ら ビスの併給を認めること

介護給付の申請を妨害し、 ないこと または委縮さ

を行いましたが、のれんに腕押しという状態 り一遍の官僚答弁的な回答書が送られてきま 5月に改めて変更申請をした酒井さんについ で、 した。メンバーと弁護団は担当係長らと面談 に対し、 て支給決定がされなかったため、弁護団は区 この要請書に対し、 せる言動をしないこと その後、 芳しい回答はなおも得られませんでした。 支給決定を迅速に行うよう求める通 同年7月に至るも、上記3名と、 同年5月、区からは通

不十分な支給決定と次なるステップ

5

なものでした。 定がされましたが、 山さん、矢島さんについて、ようやく支給決 2018年8月、日永さん、酒井さん、春 いずれもまったく不十分

した。 について問い質しましたが、なおもまともな 当係長らと面談を行い、支給決定の判断根拠 ましたが、先行きはかなり危ぶまれる状況で で矢作さんの支給申請もし、 回答は得られませんでした。同じタイミング 会のメンバーと弁護団は、 その説明も行い 担当課長及び担

戸川区に賠償するよう求め(内容証明郵便)、 2018年10月、春山さんについて、過去に する不服申立)を行いました。 求(行政不服審査法に基づく東京都知事に対 翌11月、春山さんの支給決定に対する審査請 ヘルパー派遣のために自己負担した金額を江 並びに国家賠償請求訴訟(損害賠償請求訴訟) 給決定の取消し及び義務付け訴訟(行政訴訟)、 そこで、 弁護団は、 弁護団は、次のステップとして、 さらに次のステップとして、 支

の準備も開始しました。

6 区の対応の変化と 時間介護支給量の獲得

所内弁護士である船崎まみ弁護士。 戸川区職員として採用された法務担当等の役 のでしょうか、区のインハウスロイヤー(江 他のいろいろな方法とあいまって功を奏した ました。 24時間の介護給付を支給することができるか 年8月21日「毎日新聞」朝刊「ひと」欄でも という調査の項目や手法等に関する建設的な れまでの態度とは一変し、どのようにすれば 介護給付支給に向けた前向きな話し合いが行 紹介された)も交渉に参加し、1日24時間の 協議に応じるようになりました。 2 れることになりました。そして、区は、 18年11月、区の対応に変化が見られ 法的措置への構えを見せたことが、 2 0 2 0 そ

のアプローチに固執し、 視すべきであることを強調し、各メンバーに 療的観点」 意見が必要であるとの考えを示しました。 由や夜間介護が必要な理由について主治医の 介護の実態を熟知するヘルパーらの意見も重 や量を判断するにあたっては、必ずしも「医 とはいえ、 これに対し、 だけを考慮すればよいのではなく 区はなおも「医療的観点」から 弁護団は、 家族介護が難しい理 必要な介護の態様

> 見書も提出しました。 主治医意見書とともにヘルパーの意

とができました。 ついて、1日2時間の介護給付を獲得するこ その結果、2019年3月、 酒井さん、春山さん、矢作さんの4名に ついに日永さ

活動を振り返って

7

また、 で、 きたのだと思います。 の運用の問題点がより明らかにあぶり出され、 法でしたが、集団交渉だからこそ、 けました。集団交渉というイレギュラーな手 19年3月に4名が4時間介護を獲得するま 2017年9月の受任から約1年半、 「確立する会」の皆さんと一緒に闘い続 一丸となって強力に攻め込むことがで 江戸川区 2

です。

各地の他の市区町村でも共通の問題となって 点は、 悪戦苦闘している皆さんの突破口を見つける 参考になれば、 います。 江戸川区長宛の要請書で示した7つの問題 残念ながら、 今回の事例報告が、他の市区町村で 大変うれしく思います。 同区だけではなく、 全国

個別事案に対する全体評価

8

(1) 江戸川区初の24時間介護の実現

> と、 ついて一度に実現したことは、 江戸川区内で初めて24時間介護が実現した それも集団交渉方式で、 大きな前進で 5名中4名に

ホームというイメージがありますが、 介護4時間形式を実現したことも大きな成果 ーの支援を得て一人暮らしを行う重度訪問 知的障害者の地域生活というとグループ (2) 知的障害者の在宅24時間介護の実現 ヘル

朗報と思われます。 併用しないで月744時間を超える重度訪問 ことが多いのですが、日中の通所サービスと 介護支給時間から差し引きます」と主張する 介護は不要のはず、日中の通所可能時間数は 介護支給量が保障されたことは、 の事例に取り組む当事者・ 行政は「日中は通所サービスを利用すれば 家族 ・関係者にも 全国で同様

|医療偏重判断||の過ち

彫りにしています。 月21時間の支給量にとどまり、 が否定されたことは、 5名中の1名である脳性まひの矢島さんが、 (3)すなわち、 現時点の問題点を浮き 支援の必要性 24時間の給付

障害者が地域生活を送るために必要な生活判断の指標が「医療」に偏重しているのです。

サポートは医療行為や医療的ケアに限りませ

ん。夜間就寝中、自力で可能な多くの人は、 無意識に自力で頻繁に寝返りを打つこと ができません(この事実自体は、区の課長も ができません(この事実自体は、区の課長も ができません(この事実自体は、区の課長も ができません(この事実自体は、区の課長も ができません(この事実自体は、区の課長も ができません。

人が自分らしく生きるためのサポートは、人が自分らしく生きるためのサポートは、人が自分らしく生きるためのサポートは、人が自分らしく生きるためのサポートは、人が自分らしく生きるためのサポートは、

第4 各弁護団の活動報告

1 日永弁護団報告

日永弁護団 弁護士 藤田武俊

「計画・計量の推移」 支給量の推移

【着手時】最初に受任した2013年9月

8時間) 時点での支給量:月523時間 (移動加算月

月40時間) 月時点での支給量:月604時間(移動加算 「交渉中」弁護団を結成した2017年9

月734時間(移動加算月80時間) 【交渉後】2019年3月時点での支給量

(2) 日永さんの状況

①日永さんの身体状況

会生活を送るためには、二人介護が不可欠で り、基本的にベッドの上で寝たきり、常に人 り、基本的にベッドの上で寝たきり、常に人 との指先を用い、パソコンや文字盤により意 による四肢体幹機能障害、言語機能障害があ

ことは明らかでした。 このように、24時間常時介助が必要である

②家庭の状況

一般的な会社員ではなく、定時があってないした。夫は、都外の遠方に通勤していた上、日永さんは、交渉当時、夫と二人暮らしで

して帰宅する毎日でした。ました。激務と長距離通勤によって疲労困憊ました。激務と長距離通勤によって疲労困憊の内外を問わず自ら研究を行い、成果を上げの内外を問わず自ら研究を行い、成果を上げような勤務形態であるとともに、時間・職場

負担を強いられ、家計が逼迫していました。 ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに ところが、交渉前、江戸川区は日永さんに

(3) 24時間の壁となっていた争点

夫が一部は介助できるはずである(家族介護)、性を認めつつも、働きざかりの夫がいる以上、江戸川区の主な主張は、24時間介護の必要

というものでした。

ありました。そのような夫が、夜間介助をす勤を経て帰宅したときには疲労困憊の状態に時のない勤務形態で激務をこなし、長距離通しかし、前述のとおり、夫は、事実上、定

危険にさらす行為でした。ることはほとんど不可能であり、日永さんを

(4) 立証、進行で工夫した点等

が同一であるのはなぜか。 としたら、検討しないのはなぜか。 としたら、検討しないのはなぜか。 検討したというなら、検討前と支給量

どのような類いのものを想定しているのしないとすれば、その理由は何か。しないとすれば、その理由は何か。

などという回答は許されない)。などという回答は許されない)。を想定されているはずであるから、「どを想定されているはずであるから、「どか(ただし、この場合、江戸川区は、上か(ただし、この場合、江戸川区は、上

試みました。

(5) 結果

害が生じています。

獲得することができました。 間(うち移動加算月80時間)という支給量を では、2018年9月1日付けで月734時 護保障弁護団の活動の結果、日永さんについ びの介護保障を確立する会、及び江戸川区介

2 酒井弁護団報告

酒井弁護団 弁護士 白木麗弥 坂本千花

【着手時】支給量:月698時間⑴ 支給量の推移

2014年までの支給量:月553時間2013年までの支給量:月407時間4年から)

月848時間(移動加算月116時間)【交渉後】2019年3月時点での支給量:

(2) 酒井さんの状況

下障害のみならず、呼吸筋麻痺により呼吸障り、運動障害、コミュニケーション障害、嚥による上肢、下肢、及び体幹の機能障害があによる上肢、下肢、及び体幹の機能障害がある。過期さんの身体状況

全身に機能障害があり、運動機能は眼球と口を若干動かすことができる程度で、全身の口を若干動かすことができる程度で、全身の口を若干動がするとができる程度で、全身の

1日に複数回あります。で介護しないと転倒等の危険がある時間帯が、へかパーが二人体制

く、外出時には二人体制の介護が必要です。されており、講演会などで外出する機会も多また、酒井さんは、当事者活動を積極的に

②家庭の状況

2 0 1

らしです。夫は自営業のため、酒井さんの介酒井さんは、夫と二人の子どもとの4人暮

教育費もかかるなかで、 円の自己負担が発生していました。子どもの 井さんが自己負担せざるを得ず、毎月約30万 そこで、 5時間の介護支給量しか認めませんでした。 交渉着手前、 簡単に仕事を休める状況ではありません。 家族の生活費を賄うためには、自営業の夫が 夫が仕事を休むと収入が減少するため、 護のために仕事を休むことはできるもの このような状況下であるにもかかわらず、 実際に利用したヘルパー費用は、酒 江戸川区は酒井さんに1日22・ 家計は苦しい状況で **4**人 ó

交渉開始後、 (3)24時間の壁となっていた争点 江戸川区は、 酒井さんについ

ては、 決定を行いました。 分46時間を控除した時間数の月698時間の 井さんの夫に対して「家族が1日1・5時間 の介護をすることが可能」として、家族介護 24時間介護の必要性を認めつつも、 酒

渉で24時間の支給を求めました。 とは現実的に不可能であるため、 酒井さんの夫が、酒井さんの介護を担うこ その後も交

(4) 立証、進行で工夫した点等

> 子を動画で撮影し、コマ送りの写真を添付し 時の様子も動画を撮影して伝えました。 険な場面があることを強調するために、 て説明しました。二人体制で介護しないと危 時間帯については、 酒井さんの障害の状況や二人介護が必要な 体位交換や入浴などの様 外出

ました。 を説明するために、主治医の意見書も提出し 酒井さんの身体状況や医療的ケアの必要性

不可能であることを伝えました。 がない状態であり、1日1・5時間の介護は 付き添っているため、実際にはほとんど休み め、 また、酒井さんの夫の仕事の予定表をまと 夫は仕事が休みの日は酒井さんの外出に

ました。 が減少すること等も、 夫は自営業であるため、仕事を休むと収入 陳述書を作成して伝え

(5)

時間、 ては、 総支給量月848時間を獲得することができ 上記のような活動の結果、酒井さんについ 及び二人介護が必要な月104時間の 2019年3月、 1日24時間月744

3 春山弁護団報告

春山弁護団 弁護士 採澤友香 関口瑞紀

支給量の推移

(1)

月415時間 【着手時】2017年9月時点での支給量: (1日16時間介護から介護保険

分を控除) 【交渉中】2018年8月時点での支給量:

除 めつつも、 月577時間(1日24時間介護の必要性を認 月738時間 【交渉後】2019年3月時点での支給量 1日あたり5時間の家族介護を控 (1日24時間介護、 家族介護の

控除なし、移動加算月12時間

(2) 春山さんの状況

①春山さんの身体状況

呼吸、 日常生活のすべての行動を自力で行うことが 身の随意筋をほとんど動かすことができず、 くしゃみ、唾液を飲み込む、 による上肢、 できません。 春山さんは、ALS (筋萎縮性側索硬化症) 発声、食べ物の咀嚼、 下肢、及び体幹の機能障害で全 手足を動かす等、 瞼の開閉、

また、体位変換、 体温調節、 清拭、 入浴、

状態です。

V態です。

V態です。

V態です。

Vも間常時の注意深い見守りが必要不可欠な

Vりが必要であるのみならず、人工呼

Vりが必要であるのみならず、人工呼

Vりが必要であるのみならず、人工呼

Vりが必要です。

②家庭の状況

春山さんは夫(60代)との二人暮らしです。 夫は、2017年当時、週5日勤務のため、 平日は通勤のわずかな隙間を縫って、必要な 平日は通勤のわずかな隙間を縫って、必要な また、休日は通院の付き添い、薬の受け取り また、休日は通院の付き添い、薬の受け取り などに奔走していました。しかし、夫自身に も持病があり、かつ長期間の介護により腰痛 も持病があり、かつ長期間の介護により腰痛 も持病があり、かつ長期間の介護により腰痛 も持病があり、かつ長期間の介護によりではありませんでした。

れていました。
このような状況下であるにもかかわらず、このような状況下であるにもかかわらず、結果として毎月ヘルパー費用の膨大な自己負担分が数で毎月ペルパー費用の膨大な自己負担分が数であるにもかかわらず、

③ 24時間の壁となっていた争点

除した時間数の決定を行いました。月)、区側は、24時間介護の必要性を認めつり、を山さんの夫に対して「自宅で1日5万を控けるが、を出さんの夫に対して「自宅で1日5万をでは、2018年8

間の支給を求め続けました。 1日5時間の介護が可能と認定されたことはは介護を担うことは現実的に不可能であり、 の増加ですが、前述のとおり、春山さんの夫 の増加ですが、前述のとおり、春山さんの夫

4 立証、進行について工夫した点等

春山さん本人の障害の状況や必要な介護の 大ジュールをまとめたほか、痰吸引や体位 実際に行っている介護の24時間×1週間のス 実際に行っている介護の24時間×1週間のス 大ジュールをまとめたほか、痰吸引や体位 変換、入浴などの様子を動画で撮影し、コマ 交換、入浴などの様子を動画で撮影し、コマ で換の写真を添付して具体的な介護の状況を 説明しました。

出を強いられていました。この点については、不足部分を自費のヘルパーで補い、多大な支また、前述のとおり、春山さんは支給量の

明郵便を送付しています。 に、不法行為による損害賠償を求める内容証務に違反している」として、2018年10月務に違反している」として、2018年10月

(5) 結果

た支給量を獲得することができました。介護の控除なし)に移動加算月12時間を含めては2019年3月、1日24時間介護(家族上記のような活動の結果、春山さんについ

矢作弁護団報告

4

尾形繭子 相髙宏太 寒作弁護団 弁護士 藤岡毅 山田さくら

支給量の推移

介護月337時間 【着手時】2015年9月3日まで:居宅

496時間(移動加算月51時間) 2017年9月30日まで:重度訪問介護月

重度訪問介護月749時間(移動加算80時【交渉後】2019年3月時点での支給量:5130円/月=75時間/月に相当)打切り※2017年9月以降の他人介護料(10万

② 矢作さんの状況

間

矢作朋恵さんは、1978年9月生れです。 知的障害(愛の手帳総合判定2度、障害支援 区分6)があるものの、地域の人たちの応援 を得て、保育園から高校まで地域の普通学級 に通い、2006年からは自らの強い意思に はり一人暮らしを開始しています。また、矢 より一人暮らしを開始しています。また、矢 作さんは、調子が良ければ毎日外出するほど お出かけ好きであり、人が多いところが好き お出かけ好きであり、人が多いところが好き

特ち出しで支援していました。 年8月まで)、さらに足りない分は事業所がは、生活保護他人介護料で充当し(2017年のであり、公的給付が足りない部分のでであり、公的給付が足りない部分のでである。

(3) 24時間の壁となっていた争点

介護の必要性」でした。 矢作さんの件における主たる争点は「夜間

4 立証、進行について工夫した点等

主張していました。

ました。

ました。

ました。

ました。

ました。

そして、障害者基本法や障害者総合支援法あるとの意見も提出しました。また、担当医師による24時間介護が必要で

であることを説明しました。しを強く希望し、通所サービスの利用を望んでいないとの意向が最大限に尊重されるべきなどに基づき、矢作さんの在宅での一人暮ら

(5) 結果

日あたり24時間、二人介護分として月5時間、(支給時間月749時間)移動介護加算間、(支給時間とする支給決定を獲得することがを月80時間とする支給決定を獲得することがを月の時間とする大本原稿執筆の2020年できました(なお、本原稿執筆の2020年できました(なお、本原稿執筆の2020年)。

5 矢島弁護団報告

矢島弁護団弁護士 稚君 慶一 岸朋 弘

(1) 支給量の推移

月527時間(1日17時間) 【着手時)2017年12月時点での支給量:

月558時間(1日18時間)

【交渉中】2018年8月時点での支給量

月651時間(1日21時間)【交渉後】2020年5月時点での支給量:

(2) 矢島さんの状況

幹機能が失われています。そのため、 矢島さんは脳性麻痺の症状により、

生活の

です。日中の活動はもちろん、夜間の就寝中です。日中の活動はもちろん、夜間の就寝中です。日中の活動はもちろん、夜間の就寝中であらゆる場面において全介助が必要な状態で

ケーションをとっています。(発音を正しくできない)、クリアに発話することが困難であるため、主に目線での会話、ことが困難であるため、主に目線での会話、

②矢島さんの生活状況

矢島さんは、幼少時に脳性小児麻痺との診断を受け、その後、いくつかの施設を転々としながら50年以上にわたり施設で生活を送ってきました。2003年にピアカウンセリンでを受けたことをきっかけに自立生活に興味を抱くようになり、2011年頃から定期的を抱くようになり、2011年頃から定期的を抱くようになり、2011年頃から定期的を抱くようになり、2011年頃から定期的を抱くようになり、2011年頃から現在まで江戸川区において一人

暮らしをしてきました。

これによって矢島さんは、50年以上の施設での生活から、ようやく地域での生活へと移行することができました。そのお陰で、自由行することができました。そのお陰で、自由行ったりできます。その他にも、パソコンで対ったりできます。その他にも、パソコンでが時間を誰かに決められることなく過ごすことができます。

(3) 24時間への壁となっていた争点

交渉開始後、2018年8月、(同年5月1日付けの決定として)江戸川区は日中の活動時間帯について1日16時間の支援の必要性動時間帯について1日16時間の支援の必要性動時間帯について1日16時間の支援の必要性り、1日の支給量は18時間となり、交渉前よりも増加はしたものの、24時間には6時間もア足していました。

な判断でした。

断できないことを理由としており、今後の調間の常時の見守りを要する状態にあるのか判す、医療ケアの利用がないこと、そして、夜支給量を2時間しか認めていないことについすができないことを理由としており、今後の調

査結果によっては変更があるとしました。

立証、進行で工夫した点等

(4)

タイミングも不定期であるため、介助者は、 によってバラつきがあり、 について、介助が必要になる頻度や回数は日 弁護団は、 態を踏まえないきわめて不当なものでした。 矢島さんが就寝している間、 ことなく、 した。しかし、このような実態に耳を傾ける 合図を逃さないように、 できないなどという、とても形式的で不合理 に待機しなければならないことを伝えてい 江戸川区の上記判断は、 当初の申請時から、特に夜間介護 医師の意見書などがないと判断が 注意を払いながら常 矢島さんの生活実 介助が必要になる 矢島さんからの

伝えるため、医師の意見書も提出しました。を記録し、介助が毎日必要であり、しかもその介助が不定期であることの資料を作成しました。その上で、意見書の作成に消極的であった矢島さんの主治医が変更になったことあった矢島さんの主治医が変更になったことあった矢島さんの主治医が変更になったこともあり、医学的な観点からも介助の必要性をもあり、医師の意見書も提出しました。

(5) 結星

支給量となります。 量を認めました。これは1日当たり21時間の 量を認めました。これは1日当たり21時間の 対し、少なくとも同年5月1日まで遡り、月 対し、少なくとも同年5月1日まで遡り、月

一人暮らしを始めました。

一人暮らしを始めました。
い上のとおり、矢島さんに対することを強く望み、は、50年以上にわたる施設での生活から抜けは、50年以上にわたる施設での生活から抜けは、50年以上にわたる施設での生活から抜けは、50年以上にわたる施設での生活から抜けは、50年以上にわたる施設での生活から抜ける大場を必要とする状況は今もまり、矢島さんに対する支給量は、

んと一緒に活動していきたいと考えています。(3条)を実現することにほかなりません。今ことは、まさに矢島さんの自己決定権(憲法ことは、まさに矢島さんの自己決定権(憲法

第5 まとめ

江戸川区介護保障弁護団長 藤岡

毅

以上のように、長年、24時間介護をかたく

ながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまた、知的障害がある人も、必ずしも日中また、知的障害がある人も、必ずしも日中また、知的障害がある人も、必ずしも日中また、知的障害がある人も、必ずしも日中ながら行う実践例として大きな意義を持ちまながに拒んできた自治体において、さまざまななに拒んできた自治体において、さまざまなながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意義を持ちまながら行う実践例として大きな意を持ちまながら行う実践例として大きな意象を持ちまない。

に結びつきました。合って協力しながら立ち上がったことが成果とれには、複数の障害当事者が、手を取り

しかしながら、仲間5名のうち1名が未だ

す。

は正直なところ不明です。 適切に保障されているのか、その運用の実態 また、弁護士のつかない、他の障害のある また、弁護士のつかない、他の障害のある があり、この解決が必要です。

課題は残されています。 暮らしができる社会の実現のため、まだまだ市民が安心して支援を受けながら自分らしいすべての江戸川区民、すべての障害のある

江戸川区介護保障弁護団

(ふじおか つよし・さいざわ ゆか・あいたか こ

江戸川区の介護保障を確立する会ち みずき・ふじた たけとし・やまだ さくら)ともひろ・さかもと ちか・しらき れみ・せきぐうた・あきよし けいいち・おがた まゆこ・きし

こ・やはぎ ともえ・やじま さだみつ)(ひなが ゆきこ・さかい ひとみ・はるやま まさ江戸川区の介護保障を確立する会

江戸川区の介護保障を確立する会

2020 年度 活動結果のご報告 より抜粋

江戸川区の介護保障を確立する会 一同

お問い合わせ先

Email: edogawakaigohosho@yahoo.co.jp

Web: https://edogawakaigohosho.jimdo.com/

24 時間介護保障確立に向けた交渉結果

O支給量交渉

昨年度の報告でお伝えしたとおり、2019年3月、5人の当事者メンバーのうち、4名については求めていた24時間介助の支給決定がなされました。一方で、(1)矢島さんについては21時間分のみ支給決定がなされ、(2)酒井さん・矢作さんが求めていた二人介助が認められなかったため、交渉を継続しました。結果と今後の方針は以下のとおりです。

(1) 矢島貞光/脳性まひ

- ・月あたり 651 時間に増量(1日約 21 時間)。
- ・交渉前は、月あたり 527 時間(1日約17時間)。

【今後の方針】

- ⇒ 24 時間から-3 時間となっている理由について、区と話し合い、理由を明らかにする。
- ⇒ その上で、医療的ケア以外の夜間見守りが必要な区内の仲間と共に、交渉を継続する。

(2) 酒井ひとみ/ALS

- ・月あたり848時間(移動加算116時間)に増量も、二人介助は「外出時のみ利用可」。
- ・在宅での二人介助二ーズが高まっているため、区役所に交渉したところ、 コロナ禍(※外出機会が減ったかわり、在宅でオンライン講義などが増えたこと)を理由に在宅での二人介助を認められた。

【今後の方針】

- ⇒ 当面は現在認められている時間数内で在宅での二人介助を実現していく。
- ⇒ コロナの状況、また、在宅での二人介助ニーズの変化を見つつ、必要に応じて交渉。

(3) 矢作朋恵/知的障害

- ・月あたり 749 時間(移動加算 80 時間) に増量も、二人介助は 5 時間/月のみ(申請は 29 時間/月)。追加交渉したが、二人介助分の支給量は 5 時間/月から増えず。 【今後の方針】
- ⇒ 交渉としてはやり切ったため、次回更新時(2021年9月)に増量申請を検討する。
- ⇒ 知的障害者の二人介助による外出・買い物ニーズ等を引き続き伝えていく。



2021 年度の活動予定

- ・ 矢島さんの 24 時間介護獲得に向けた交渉の継続
- ・二人介護の不足分に向けた交渉の継続
- ガイドラインを改善するための働きかけ
- ・ 当会の五名以外でも同様のニーズを有する区民の支援

【活動報告】記者会見を行いました!

2020年7月17日(金)、江戸川区東部区民館にて、弁護団の皆さんと共同で記者会見を行いました。コロナ禍のため、会場とオンライン両方での参加を可能とし、メディア・雑誌など計4社からご参加をいただきました。

記者会見の目的は、①障害のある江戸川区民、その家族、支援者の皆さんに、江戸川区で初めて 24 時間介助の支給決定がされたことを広く伝えること、また、②残された課題(家族介護を前提とした支給決定、医療的ケア以外の夜間時見守りの必要性など)を知ってもらうことでした。



※春山雅子さんもご自宅から参加



※矢島さんも 24 時間への想いを伝えました

課題は残っているものの、全員の交渉結果を記者会見という形で報告し、私たち確立する会の活動「第1ステージ」をメンバー一人ひとりの言葉で振り返り、まとめることができました。2021年度以降も、「第2ステージ」の活動に向け、メンバー全員で力をあわ

せ、江戸川区でよりよい介護保障がなされるように頑張っていきます。

注意 雑誌に掲載されました!

- ○「福祉労働」(第 168 号)2020 年 9 月 25 日: P113~P122
- ○「賃金と社会保障」(No.1768)2020 年 12 月下旬号: P4~P23(編集注釈: この HP の記事です)

寄稿コラム: 「その後の江戸川区(相談支援専門員として感じること)」

蛭川

涼子

2019 年度の活動として報告させていただいた、非定型ガイドライン(障害福祉サービス等支給ガイドライン)の公表とそれに対する意見交換について、その後のお話を少し…

8月の意見交換の結果、意見が多少反映されたガイドラインが 12月に出ました(現在 公表中のバージョンです)。

長時間介護が必要な障害当事者が、区の職員に対して、必要性を理解してもらうのは、なかなか簡単ではありません。

ガイドライン(基準)は、あれば縛られなければうやむやにされ…というものかもしれませんが、確認や疑問の「基準」ができたことは良いことだと感じています。

実際、それまで膠着状態だった長時間介護の時間数交渉が少し前進している印象も受けます。ガイドラインに当てはめて話を進めることで、一方通行が少なくなった印象もあります。

「福祉労働」や「賃金と社会保障」の記事には記載されていませんでしたが、これも「江戸川区介護保障を確立する会」の皆さんの活動の成果だろうなと思っています。

ガイドラインの存在はマイナーですが、セルフプランにしろ、計画相談を利用するにしる、区とサービス量の交渉をする際は必携物として活用してほしいなと思います。

蛭川涼子